

選択必修領域の導入について

～平成28年4月から免許状更新講習の内容が変わります～

【目的】

受講者の希望やニーズに基づき、これまでの「必修領域」の内容を精選し、受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じて、適時に現代的な教育課題を学べるようにする。

【内容】

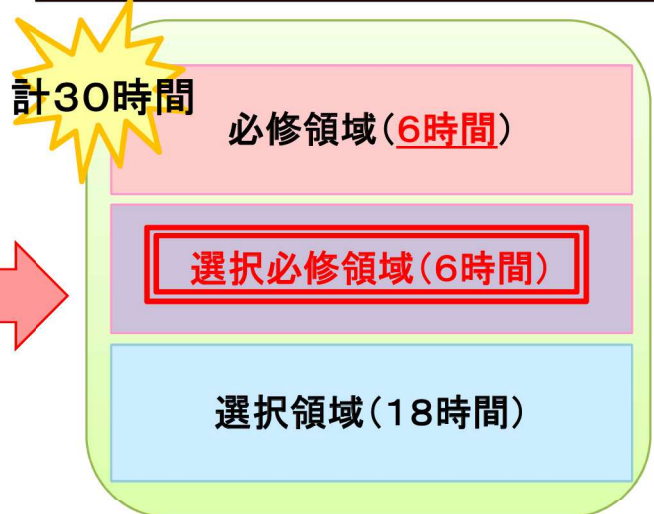
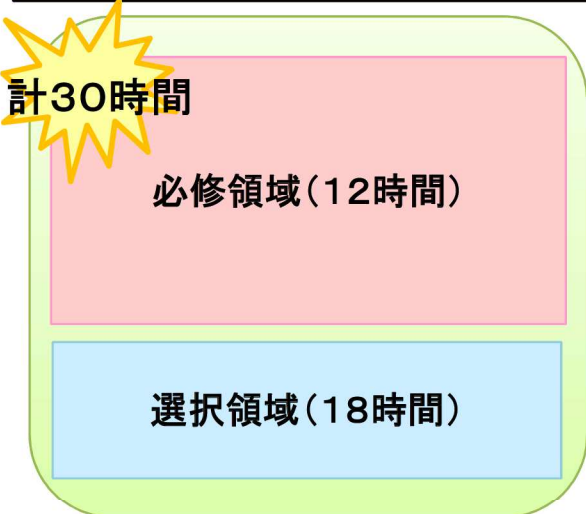
- これまでの「**必修領域**」の内容及び時間数の見直し(12時間→6時間)
- 学校種・免許種等に応じた「**選択必修領域**」の導入(6時間)

【施行日】

平成28年4月1日 ※経過措置あり

今までの免許状更新講習の内容

これからの免許状更新講習の内容



【必修領域】

- ① 学校を巡る近年の状況の変化
- ② 教員としての子ども観、教育観等についての省察
- ③ 子どもの発達に関する脳科学、心理学等における最新の知見(特別支援教育に関するものを含む。)
- ④ 子どもの生活の変化を踏まえた課題
- ⑤ 学習指導要領の改訂の動向等
- ⑥ 法令改正及び国の審議会の状況等
- ⑦ 様々な問題に対する組織的対応の必要性
- ⑧ 学校における危機管理上の課題

【選択領域】

- 幼児、児童又は生徒に対する指導上の課題

【必修領域】

- ☆ 国の教育政策や世界の教育の動向
- ②～④は、これまで同様、必修領域に位置付け

【選択必修領域】

- ①及び⑤～⑧は、選択必修領域に位置付け
- ☆ 教育相談(いじめ及び不登校への対応を含む。)
- ☆ 進路指導及びキャリア教育
- ☆ 学校、家庭並びに地域の連携及び協働
- ☆ 道徳教育
- ☆ 英語教育
- ☆ 国際理解及び異文化理解教育
- ☆ 教育の情報化(情報通信技術を利用した指導及び情報教育(情報モラルを含む。))等

※この中から、学校種・免許種等に応じて選択(6時間)

【選択領域】

- 幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題

経過措置について

施行日(平成28年4月1日)より前に、改正前の必修領域(12時間)を履修し、その認定を受けた場合、新たに選択必修領域を履修する必要はありません。(改正後の必修領域及び選択必修領域について、履修認定を受けたとみなします) また、改正前の選択領域を履修し、その認定を受けた場合、改正後の選択領域について同時間の履修認定を受けたとみなします。

Q1. 選択必修領域講習を異なる大学でそれぞれ受講し、その結果、2講習（計12時間）履修認定がなされた場合、選択必修領域として余分に履修認定を受けた1講習（6時間）を選択領域の18時間分に振り替えることは可能でしょうか？

A. 免許状更新講習規則第4条において、免許状更新講習は領域ごとに受講する内容及び時間数が定められているため、これに基づき、各領域の認定を受けた講習をそれぞれ履修する必要があります。このため、選択必修領域として認定を受けた講習を、別の領域の講習として振り替えることはできません。

Q2. 平成27年2月～平成29年1月末までが受講期間となっており、改正前の必修領域を12時間受講したのですが、改めて選択必修領域を受講する必要はあるのでしょうか？

A. 平成28年3月より前に必修領域を履修し、その履修認定がなされているのであれば、改正後の必修領域及び選択必修領域の履修認定を受けたものとみなしますので、新たに選択必修領域を履修する必要はありません。

Q3. 平成28年3月より前に選択領域12時間のみを受講したのですが、免許を更新するためには、あとのような講習を受講すればよいのでしょうか？

A. すでに履修された選択領域（12時間）については、改正後の選択領域（12時間）を履修したものとみなします。あとは、改正後の必修領域（6時間）、選択必修領域（6時間）並びに選択領域（6時間）を履修していただく必要があります。

なお、改正前と同様、現職教員は該当する申請期間内に手続きを行う必要があります。現職教員でない方についても、履修認定を受けてから2年2か月の間に更新手続きを行う必要がありますので、御留意下さい。

Q4. 選択必修領域と選択領域との違いは何でしょうか？

A. 選択必修領域は、所有する免許状の種類や勤務する学校の種類などにより、省令に規定された内容から受講者本人が選択して受講するものです。

また、選択領域は、職（教諭、養護教諭、栄養教諭）に応じた講習（新免許状所持者の場合は、免許状の種類（教諭、養護教諭、栄養教諭）に応じた講習）の履修が必要ですが、選択必修領域はその必要はありません。

免許状更新講習規則の一部改正に伴う確認事項について

〔受講者本人確認用〕

以下の事項について必ず内容を確認の上、免許状更新講習にお申込みください。必要認定時間の超過または不足について、高知大学では一切の責任を負いかねますので、ご注意ください。

□ 改正前（平成28年3月まで、以下同じ）の必修領域講習（12時間）の履修認定を受けた者は、改正後（平成28年4月から、以下同じ）の必修領域講習（6時間）及び選択必修領域講習（6時間）をあらためて受講する必要はありません（ただし、所定の期間内の履修認定に限る）。（※注）

□ 改正前の選択領域講習の履修認定を受けた者は、改正後の選択領域講習のうち、同時に限り、あらためて受講する必要はありません（ただし、所定の期間内の履修認定に限る）。（※注）

□ 必修領域講習は、免許状の更新手続において、必修領域講習としてのみ使用できます（他の領域への振り替えはできません）。

□ 選択必修領域講習は、免許状更新手続において、選択必修領域講習としてのみ使用できます（他の領域への振り替えはできません）。

□ 選択領域講習は、免許状更新手続において、選択領域講習としてのみ使用できます（他の領域への振り替えはできません）。

（※注）免許状更新講習規則の一部を改正する省令附則第2項及び第3項に基づき、
○改正前の必修領域講習（12時間）の履修認定を受けた者については、改正後の必修領域講習（6時間）と選択必修領域講習（6時間）の履修認定を受けた者とみなします。
○改正前の選択領域講習（6～18時間）の履修認定を受けた者については、改正後の選択領域講習（6～18時間）の履修認定を受けた者とみなします。